
個人・中小企業と金融仲介（後）

橋 本 光 憲

目 次

5. 中小企業とモニタリング

おわりに—モニタリング・バイキングへの展望

5. 中小企業とモニタリング

今までみてきた結果、中小企業については、99年12月現在、国内銀行の中小企業向け貸出金が222.58兆円であることが明らかとなった。（前出部門別貸出金を参照）一方、中小企業が預けている預金については未だ明らかでない。2000年版中小企業白書でもその種のデータは見受けられない。参考になる計数といえ、²⁰⁾（前）の中で示した98年度末（99年3月）の一般法人預金144.09兆円、同貸金391.04兆円、預貸率36.85%だけである。

銀行と顧客の関係では、対象主体の預金・貸金関係（預貸率）が分からないことには、モニタリングを実態的に把握することはできない。そこで、現在入手可能な資料を利用して、次のような工夫をしてみた。

(1) 大企業・中小企業の財務構成（1998年度）

上記資料（(中)の図21に掲出）によれば、「現金・預金」資産は大企業が全体の7.6%であるのに対して、中小企業のそれは13.5%と、ほぼ倍に近い。

その理由は、中小企業が大企業に比べて信用力が低く、手許流動性を手厚くしておかなければならないから、であると言われる。

従って、中小企業は、平均していえば、B/S 資産残高の13.5%が現金・預金であるといえる。また、一般法人の預貸率である36.65%よりも高い（たとえば少なくとも40%以上の）の預貸率であると推定できる。

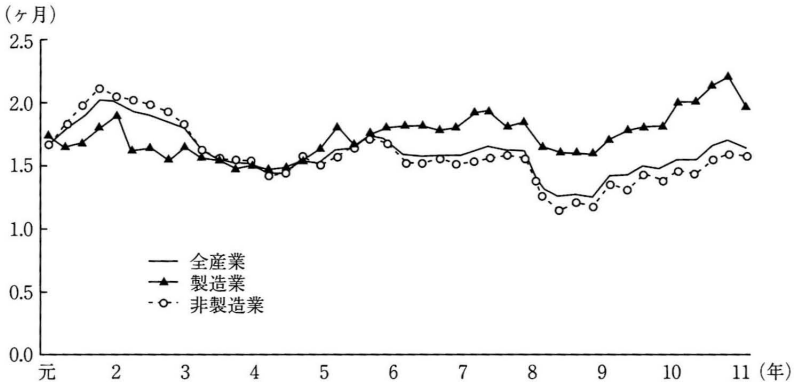
(2) 中小企業における手元流動性の推移

前記中小企業白書には「中小企業における手元流動性比率の推移」(348ページ、下図)が示されている。ここでは、中小企業が、平均して月商に対して何カ月分の手元流動性を持っているか(図では1.5カ月超)を示している。ただし、ここでの「手元流動性」は、「現金・預金+有価証券」であり、(1)とは基準が異なっている。しかし、「有価証券」の比率ないし残高を把握する方法が見当たらない。

なお、この図に関する白書の説明は、以下の通りである。(同346ページ)

中小企業の資金繰り指標として、手元流動性比率、回収条件の推移を見ると、平成9年から10年の終わりにかけて、それぞれの比率が上昇し

図26 中小企業における手元流動性比率の推移



(資料) 大蔵省「法人企業統計季報」

(注) 手元流動性比率=(現金・預金+有価証券)/月商(後方4期移動平均)

ている。この理由としては、1) 景気の悪化により中小企業の売上高が減少した、2) 金融システム不安・信用収縮に対処するため、中小企業が意図的に流動性選好を強めた、等が考えられる。しかし、平成11年以降は、景気の改善基調や特別信用保証制度を中心とした政策対応もあり、両数値とも低下している。

また、中小企業の売上高も把握可能（下図参照－白書433ページより）な

表14 中小企業の売上高（中小企業基本法改正前）

	中小企業		大企業		合計	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	111,822,385	32.3	234,040,574	67.7	345,862,959	100.0
卸売業	101,700,542	27.2	272,666,355	72.8	374,366,896	100.0
小売業	59,719,650	41.8	83,037,840	58.2	142,757,490	100.0
合計	273,242,577	31.7	589,744,769	68.3	862,987,345	100.0

(資料) 通商産業省・中小企業庁「商工業実態基本調査（平成10年）」再編加工

(注) 中小企業は、資本金1億円以下（卸売業については3,000万円以下、小売業については1,000万円以下）の会社及び全個人事業者。

表15 中小企業の売上高（中小企業基本法改正後）

	中小企業		大企業		合計	
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	129,529,617	37.5	216,333,342	62.5	345,862,959	100.0
卸売業	157,703,699	42.1	216,663,197	57.9	374,366,896	100.0
小売業	79,585,270	55.7	63,172,220	44.3	142,757,490	100.0
合計	366,818,586	42.5	496,168,759	57.5	862,987,345	100.0

(資料) 通商産業省・中小企業庁「商工業実態基本調査（平成10年）」再編加工

(注) 中小企業は、資本金3億円以下（卸売業については1億円以下、小売業については5,000万円以下）の会社及び全個人事業者。

ので、手元流動性の計量化もできようが、(1)と(2)の基準の相違を考慮して、ここでは(1)に基づく数字で判断することとしたい。その場合、「中小企業の預貸率は40%（推定）である」という結論が得られる。これは、かなり大きな数字である、と言えよう。従って「中小企業の金融的位置付けは、銀行にとって、預金面からも高く評価すべきである」との答えが導き出せるのである。

大企業（資本金10億円以上）の「銀行離れ」（直接金融の増加）が進み、中堅企業（資本金1億円超10億円未満）も同様の傾向を行く時に、中小企業（資本金1億円以下）は、金融仲介機関にとって最も典型的なモニタリング（融資の事前審査と事後監視）の対象となろう。折しも、平成11年12月、わが国の中小企業政策の基本方針を示す中小企業基本法が、昭和38年の制定以来初めて本格的に改正され、中小企業政策の基本理念、政策の柱が抜本的に見直された。

以下では、中小企業の定義変更を含め、幾つかのポイントに絞って、「中小企業とモニタリング」について考察してみよう。

1. 中小企業の定義変更（同白書425-426ページ参照）

(1) 定義変更とその背景

中小企業政策の理念が、「大企業との格差の是正」から「独立した中小企業の多様で活力のある成長発展」に転換したことにより、中小企業の対象範囲についても、従来の「生産性、賃金等で大企業との格差が存在する層」から、「企業が積極的な事業活動を行う際に必要な各種の経営資源を、市場から調達することが困難な層」を中小企業としてとらえ直す必要が生じた。

また、昭和48年に中小企業の定義を改定してから26年が経過し、その間に物価水準が3倍程度になり、一企業当たりの資本金額もおおむね3倍から5倍に増加する等、経済の実態も大きく大きく変化している。そこで、昨年の中小企業基本法の改正に当たり、政策理念の変更と同時に、中小企業の定義

表16 中小企業の範囲の変更

	改正前の中小企業基本法の定義	改正後の中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金1億円以下又は従業者数300人以下	資本金3億円以下又は従業者数300人以下
卸売業	資本金3千万円以下又は従業者数100人以下	資本金1億円以下又は従業者数100人以下
小売業	資本金1千万円以下又は従業者数50人以下	資本金5千万円以下又は従業者数50人以下
サービス行	資本金1千万円以下又は従業者数50人以下	資本金5千万円以下又は従業者数100人以下

(注) 中小企業金融公庫法等においては、政令により旅館業は資本金5千万円以下又は従業者数200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下又は従業者数300人以下を中小企業としている。

も改正された。

具体的には、製造業その他の事業を含む企業については、資本金基準は1億円以下から3億円以下に、卸売業については、資本金基準が3,000万円以下から1億円以下に、小売業については、資本金基準が1,000万円以下から5,000万円以下となった。

サービス業については、資本金基準を1,000万円以下から5,000万円以下に引き上げられるとともに、近年情報サービス業や人材派遣業など1企業当たりの従業者数が多い業種がシェアを拡大していることを踏まえ、従業者数の定義も100人に引き上げられた。

(2) 定義変更後の中小企業

<中小企業数>

総務庁「事業所・企業統計調査」(平成8年)再編加工によれば、わが国の中小企業の数、中小企業の定義の改定後5,089,191社となり、改正前から16,269社増加した。業種別では、増加企業に占めるサービス業企業の割合が大きい。また、会社ベースでみると、1,652,980社と、15,541社増加している。

<従業者数>

中小企業で働いている従業者（常用雇用者のほか、有給役員、個人業主、無給の家族従業者、臨時雇用者の合計）は、41,677,536人となり、3,870,876人増加した。業種別にみると、サービス業の従業者数の増加が顕著である。

<雇用者数>

中小企業で働く雇用者（会社の常用雇用者数と個人事業の事業者を含む従業者数の合計）は、定義改正により29,733,407人から32,742,723人へ増加した。また、全雇用者数に占める中小企業の雇用者数の割合は、定義改正により、64.4%から70.9%に上昇した。

<売上高>

通商産業省・中小企業庁は「商工業実態基本調査」（平成10年）再編加工によれば、平成10年におけるわが国の製造業、卸売業、小売業の売上高は、それぞれ346兆円、374兆円、143兆円であり、3業種合計で863兆円である。このうち、中小企業の売上高は、製造業130兆円（38%）、卸売業158兆円（42%）、小売業80兆円（56%）であり、合計367兆円（43%）である。

中小企業の定義改正により、中小企業の売上高は製造業で18兆円、卸売業で56兆円、小売業で20兆円増加した。

<営業利益>

同じく、平成10年におけるわが国の製造業、卸売業、小売業の営業利益は、それぞれ14兆円、4兆円、3兆円であり、3業種合計で21兆円である。このうち、中小企業の営業利益（全体に占める構成比）は、製造業5兆円（37%）、卸売業2兆円（53%）、小売業2兆円（79%）であり、3業種を合計すると10兆円（46%）である。

中小企業の定義改正により、中小企業の営業利益は製造業で4,693億円、卸売業で5,279億円、小売業で1,555億円増加した。

2. 学会、研究会等の動向

中小企業に対する監督官庁としては、全体的には通商産業省が大企業、中堅企業を含めて監督しており、個別的には中小企業庁が対応しており、また金融面では大蔵省、金融庁等が監督しているので、個人の場合とは異なって、何ら問題はない、と言えよう。ただし、金融の面では、ビッグバンの進行に伴う中小金融機関の再編成にやや立ち遅れがみられるのが、気になるところである。しかし、これもメガバンクへの再編の中で、良かれ悪しかれ、再編のテンポは早まることは必定である。また、郵貯を始めとする政府系金融機関にも再編を迫ることになる。

中小企業関連の学会等については、竹内²¹⁾ 毅²¹⁾ 日本大学教授によると、以下の通り。

中小企業問題は学際的な性格が強いので、その意味では経営学会、商業学会、経済政策学会、日本地域経済学会等広範にわたることになるが、中小企業に固有の学会としては、下記の2学会がある。

(1) 日本中小企業学会

日本中小企業学会は、会員数約510名、他に賛助会員24団体で、中小企業に関する理論的・実践的研究を行うことを目的としている。

(2) 日本経営診断学会

日本経営診断学会は、会員数490名、他に賛助会員2で、経営診断の研究および普及を行うことを目的としている。

経営診断学会は、理論的には中小企業診断のみではないが、事実上中小企業診断の域に留まっているのが現状。

なお、最近、ベンチャービジネス関係の新学会が動き出している。

「金融機関と中小企業」との関係で、竹内氏は次のように述べている。
(注21参照)

金融機関との関係で中小企業をみる場合に重要なことは、第一に両者が対称的な関係にはないということである。つまり金融に関する限り金融機関は

中小企業に対して優位に立っており、中小企業の側ではそのことを経営条件の中のきわめて重要な位置に置いている。中小企業にとって金融機関対策が最高経営戦略として意味をもつのは、自社の劣後的状況を緩和して金融を容易にするために必要だからにほかならない。

第二は、少なくとも「中小企業にとって」は、金融機関は共同体的存在ということである。いわゆるメイン・バンクの機能は、いざという場合に経済性を超えた支援をすることにあるが、その意味で中小企業の金融機関に対する依存性は非常に強いものがある。メイン・バンクとの関係がどうかによって中小企業の金融行動は大きく異なるものになる。経済的な取引条件だけの関係では主力銀行をもつことはできず、そのことによって、業績不振時の支援行がなく倒産に至った例も少なくない。

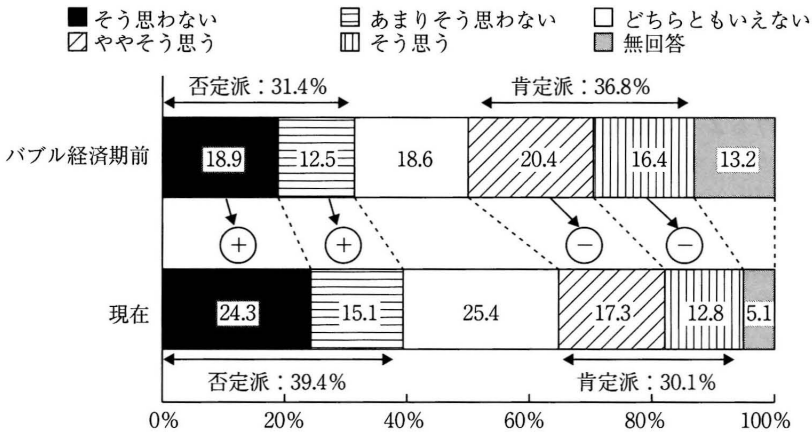
第三に、中小企業にとっては以上のような金融機関なのであるが、金融機関の側がそのとおり受けとめて取引関係を結んでいるかどうかは別問題ということであって、往々にして金融機関は中小企業の意図に反した行動に出ることがある。共同体と考えているのは中小企業側であるに過ぎない。とくに都市銀行はドラスティックであり、この点地方銀行は地域の共同体として中小企業との距離は都市銀行にくらべて近いといえる。

優良企業を誇る大企業でも、過去の一時期において虚像をともなった金融行動を選択したという事例は多い。原理・原則どおりでない金融行動が果実を結ぶことは十分ある。中小企業の実態からするなら、それをもって非合理的行動とするには当たるまい。中小企業金融の特質がそこにある。

さて、それに引き比べて、バブル破綻後の中小企業のビヘイビアはどうかであろうか。

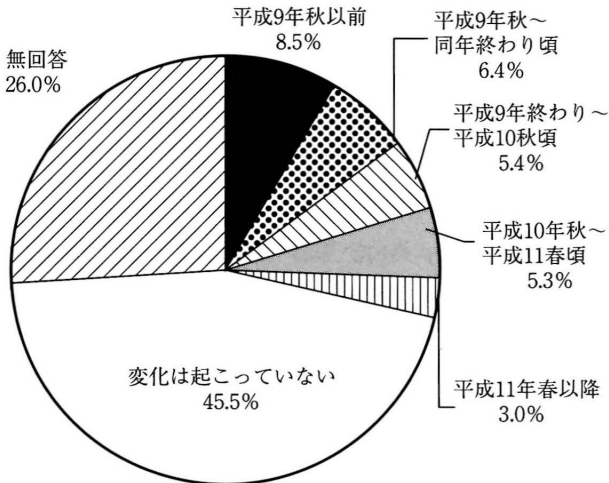
「2000年版中小企業白書」(321～328ページ)では、「自社が資金面で困難な状況に陥ったときは、最終的に支援してくれる(「最後の貸し手」としてのイメージ)」を調査している。(図27、28参照)バブル後では信任はやや揺らいでいるようである。

図27 自らが資金面で困難な状況に陥ったときは、最終的には支援してくれる
(最多借入先に対するイメージの変化割合)



(資料) 中小企業庁調べ

図28 イメージの変化時期



(資料) 中小企業庁調べ

バブル経済期前（80年代半ば）では、「そう思う」、「ややそう思う」の肯定派が全体の37%を占めて、否定派の31%を上回っていたが、現在では肯定派が30%と落ちている。否定派（39%）の割合が最も高いのが都市銀行（51.1%）で、信用金庫、信用組合、地方銀行では肯定派が多い。竹内説を裏付けるような結果が出ている。

3. 東京都の中小企業対策

石原慎太郎知事就任以降、東京都の注目度は高まっている。では、東京都はどのような中小企業対策を講じているのだろうか。先進の地方自治体として、東京都の動向を探ってみよう。（参考『中小企業のための金融の手びき²²⁾』平成10年6月）

<東京都の融資制度>

東京都が都内の中小企業のために設けている融資制度には次のようなものがある。

- A. 制度融資
- B. 設備近代化資金貸付
- C. 設備貸与制度
- D. 高度化資金貸付
- E. 環境保全資金融資のあっせん
- F. 公共事業の施行に伴う移転資金の貸付
- G. セーフティーローンあっせん

対象者は、都内で1年以上営業する中小企業者で、幾つかの業種については従業員数を拡大する。

制度融資では、信用保証協会が中小企業者の信用保証を行い、東京都が金融機関に都の資金を「呼び水」として預託し、金融機関はこの預託された資金に自己の資金を合わせて都の定める条件の範囲内で、設備資金や運転資金を融資する。預託資金は2,953億円である。（記述時点）

<信用保証料の補助>

東京都では、利用者の実質金利負担を軽減するため、基本金（出資総額）300万円以下の法人及び個人であり、常時使用する従業員の数が10人（卸・小売・サービス業は4人）以下のものを対象として、信用保証料金の一部を補助している。

なお、この他、区市町の融資制度も設けられている。

<中小企業向け債券市場>

東京都は、優れた発想や高い技術力を持つ中小企業の資金調達多様化を図り、東京の産業を活性化させるため、中小企業向けの債券市場創設に取り組んでいる。²³⁾

今回、東京都が決定した債券発行のスキームは、金融機関が行った中小企業への貸出債権を証券化してローン担保証券（collateralized loan obligation）を発行するもの。

CLO 発行にあたり金融機関が行う貸出について、貸出額は、最大5,000万円であるが、貸出機関を三年間、返済方法を期限一括、六カ月毎の利息前払いにするなど、条件は統一されている。

金利も統一されるが、東京都の発表によれば、保証料（0.75%）や信託報酬など仕組構築のためのコストが加わるため、通常の銀行貸出より高い年3～4%程度に落ち着く見込みである。

今回、東京都は100億円程度の CLO 発行を予想している。なお、売却先は機関投資家に限定される。なお、都版ベンチャーファンド（30億円）の予定もある。

4. 都市銀行の中小企業向け融資対策

(1) 小口ビジネスローン体制の拡充

業界専門週刊紙『ニッキン』（日本金融通信社）99年11月19日号によれば、さくら・第一勧銀などの都銀が審査方針を転換して、小口ビジネスローン体

制を拡充するとして、次のように報道している。

さくら銀行、第一勧業銀行など都市銀行は、短期・無担保の小口ビジネスローンを拡大する方針を固めた。新しい審査体制や管理手法を導入することで大幅に貸出枠を広げていこうというもの。リステイクを第一義に考えていた従来の審査方針の転換となる。各行とも今期はあくまでマル保ローン先へのメニュー拡大と位置づけているが、「できるだけ早い段階で本格化していきたい」（さくら銀）としている。

具体的には、①新審査技術の構築、②企業データベースの充実、③営業チャンネルの拡大——など。キーワードは“迅速・簡単”。課題として「審査や事務作業などのオペレーションコストをどれだけ低く抑えられるか」（第一勧銀）「どのレベルまでを対象とするか」（関東系）をあけている。

都銀では、零細企業などへの貸出戦略については、貸出規模、信用リスクのカバー率などから消極的だった。しかし、社会問題化した商工ローンへの対応とともに、行内的には審査および事務作業のローコスト化の実現やリスク管理機能のレベルアップが図られてきたことが背景。

現状では、貸出計画や審査のあり方に倒産の発生を組み込んで進めていく必要があるため「まだ、試行段階」（上位）。今後、営業手法、決裁権限、不良債権化した場合の対応など各種のルールづくりが不可欠としている。

営業推進面では、新しい審査体制づくりがポイント。審査時間の短縮化、審査・事務のローコスト化とともにマーケティング力、倒産確率、信用コストに応じた金利ガイドラインなど、体制を整備している。

第一勧銀、東海銀行、さくら銀などではスコアリングシステムによる「自動審査システム」を構築、試行している。住友銀行も年度内に与信審査支援システム「クレジットコアリングシステム」をスタートさせる。各行とも財務データの登録があれば一分以内で終了する。ただし、営業店と本部とのやりとりに時間がかかるため、二、三日間となる。

同時に、対象先の拡大と市場や業態動向を踏まえた質的向上など精度を引

き上げる。対象社数は3万-4万社。さくら銀ではマル保ローン先3万社に、第一勧銀は売上げが5億円以下の企業4万社に絞り込み作業を進める。

営業拠点の整備にも力を入れる。現在、富士銀行が「ビジネス金融センター」、東海銀が「リテールローンセンター」、あさひ銀が「あさひビジネスサポートセンター」、住友銀が「ビジネスローンセンター」を設置。

さくら銀では10月から無担保型のビジネスローンの取り扱いを開始している。マル保ローン契約先3万社の中から現場の声を反映して1万社に絞り込み、DMを発送した。審査、与信管理を行う専門センターを年内に新設する。新商品は、金額が3千万円以下、期間は一年以内、返済方法は分割返済、保証人は代表者一人、担保は不要、金利は企業の格付けに応じて個別に決定する。

(2) 自己査定と企業格付の側面

上記記事で、零細企業とあるが、その具体的定義はないと思われる。この小口ビジネスローンの問題は、企業格付に関連している。企業格付とは、規模・業種など経営基盤が異なる取引企業の信用力を客観的かつ統一的な基準にもとづき、ランク付けするものである²⁴⁾。

企業格付については、自己査定が義務づけられたことを契機に、中小企業金融を主体とする地域金融機関を含めて、「企業格付を導入する、あるいは再構築する」必要に迫られているのであって、都銀の小口ビジネスローンもその流れに沿ったものである、と理解できるのである。

大企業に対する格付は、企業規模、財務情報の開示状況や信憑性等を考えれば、時系列変化や同業他社比較等による財務分析を軸に構築できよう。また、格付機関による格付や信用調査機関の情報等を参考にすることも有効であろう。

一方、中小企業に対する格付は、実際の運用に耐え得るレベルで構築することが困難であるといわれている。一般に金融機関で構築している企業格付は、格付対象企業の「財務面からの情報」と「非財務面（経営者の資質、業

界動向等)からの情報」について、企業の信用力をあらわす項目を選んで点数化し、その合計点をもってランク付けする。

同論文では、中小企業の企業格付構築のステップとして、表17を示している。

平成11年4月に公表された金融監督庁の『金融検査マニュアル「最終とりまとめ」』においても、自己査定における信用格付の導入について「国内基準適用金融機関にあつては信用格付を行わず債務者区分を行つて差し支えないが、信用格付を導入することが望ましい」と記載されている。この点で、都銀の小口ビジネスローン体制の拡充と中小企業への信用格付導入は、軌を一にするものと言えよう。

5. 公的資金導入と都銀の中小融資

公的資金注入15行は、99年3月の公的資金注入前に提出した経営健全化計画で、中小企業向け貸出を2000年3月までに15行合計で3兆円増やすと公約した。今年4月には全国銀行協会が15行の増加見込み額が4兆8千億-5兆3千億円になると国会に報告している。

2000年6月9日の日経新聞によると金融再生委員会は8日公的資金注入を受けた大手銀行15行の1999年度の中小企業向け貸出実績を公表した。15行合計の貸出増加額は4兆2525億円で、各行が健全化計画で公約した目標額の総額(約3兆円)を約1兆2600億円上回った。ただ日本興業、横浜、旧三井信託(現・中央三井信託)の3行は目標額に達しておらず、再生委は貸出拡大策などの報告を求め、としている。

一部では、目標達成のために、大企業向け融資をその関連企業向けに切り替えるといった「水増し」操作があつたとの指摘も出ている。再生委は2001年3月期についても中小企業向け貸出増加額の目標を設定するよう求める。

一般的な“貸し渋り”は別として、ここにも都銀が中小融資に拍車をかける理由があるのである。(表18参照)

表18 公的資金を注入した15行の中小企業向け貸し出し状況

	(単位：億円)		
	2000年 3月末 実績	99年度 増加 計画	99年度 増加 実績
日本興業	77,575	1,830	480
第一勧業	134,497	4,100	5,288
さくら	147,457	2,000	2,242
富士	129,393	5,400	6,100
住友	149,264	3,000	4,370
大和	60,618	3,883	5,096
三和	109,148	2,434	4,168
東海	84,755	1,669	4,416
あさひ	82,141	989	6,136
横浜	35,735	900	814
三菱信託	36,882	200	303
住友信託	38,961	300	307
東洋信託	27,574	895	984
中央三井信託 (旧三井信託)	25,964	1,620	784
中央三井信託 (旧中央信託)	19,249	701	1,037
合計	1,159,213	29,921	42,525

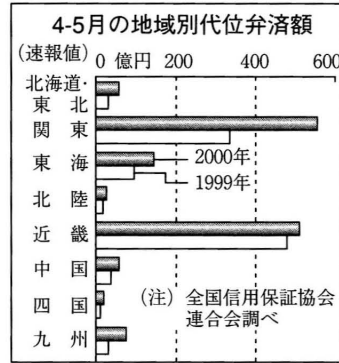
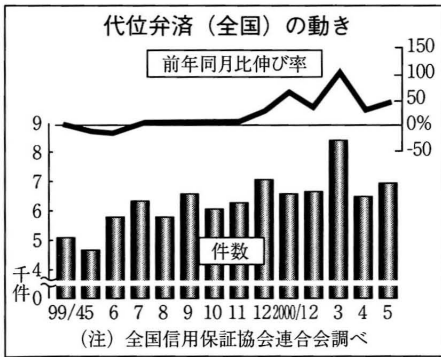
6. 信用保証協会の特別保証

信用補完制度((中)の(12))あるいは東京都の事例(本項の3)でもみたように、信用保証協会ではこれまでも無担保保証枠(限度1,000万円)があったが、貸し渋り対応のため、平成10年10月、「中小企業金融安定化特別保証」(略称「特別保証制度」)が実施された。これは信用保証協会の無担保保証枠を5,000万円まで拡大する措置であり、平成11年5月には保証枠15兆円を突破する勢いであった。²⁵⁾

一部金融機関で、同保証を利用して無保証の旧債務返済に充当させる行き過ぎた対応もみられた。(国会等で問題となったのは、横浜銀行のケース)

さる6月24日の日経新聞によると、中小倒産が広がり、「特別保証」の代位弁済が急増しているようだ。(後記参照——保証枠は現在30兆円、うち21兆円消化済み)

図29



都道府県などの信用保証協会の特別保証制度を利用した中小企業の倒産が急増している。この制度は金融機関の貸し渋りを和らげる緊急避難策として導入されたが、存続の難しい企業の倒産を先送りしてきた側面も強く、そうした安易な企業延命のツケが噴出し始めた。保証協会の肩代わり弁済（代位弁済）も急増しており、弁済資金が不足して財政資金の追加投入に迫られる自治体も出てきた、として上記の図29を示している。これも、中小企業対策の一環として見ることができよう。

7. ベンチャー融資と都銀

今回の中小企業基本法の改正では、政策体系の一つとして、「創業・経営革新等の支援」を掲げている。そして、平成11年2月、「新事業創出促進法」が実施された。(注25参照)

具体的な内容として、創業者に対する直接支援を見ると、以下のようになっている。

- (1) 新たなアイデアの具体事業化に挑む創業者やベンチャー予備軍の試作開発、販路開拓等に対して、中小企業総合事業団が100～500万円を助成する。

- (2) 創業者である中小企業者に対する信用補完として、特別保証枠（自己資金同額で、1,000万円を限度）を設け、創業前段階から信用保証の利用を可能とする。
- (3) 開業間もない中小企業の人材確保を円滑化するために、ストックオプション制度の特例として、枠を倍増（総株式発行数の1/10を1/5に）する。
- (4) 既存会社からの分社化などの場合、信用保証協会保証の対象とならないため、これらの創業者のために、産業基盤整備基金による債務保証制度（限度額15億円）を創設、併せて新規・成長15分野（新製造技術、環境等）等を対象とする出資を行う。

では、都銀のベンチャー企業対策は、どのようなものだったろうか。もちろん、ベンチャー支援も中小企業対策の一環として位置付けられのであるが。

岡 正生²⁶⁾によれば、「都銀の創業企業支援態勢」は、次のようである。

企業の成長段階には、①事業化以前の段階、②スタートアップ段階（創業から5年以内の段階にある企業）、③事業の拡張段階があり、それぞれの段階に応じた資金需要と資金供給が必要である。

事業化以前やスタートアップの資金需要は、開発・開業資金需要であり、リスクが高いため、資金の供給は、自己資本、親、親戚などの身内の資金、知人、エンジェルとよばれる創業者支援資金である。

都市銀行は、こうした資金需要については投融資と区別して、ベンチャー企業助成金（返済を必要としない資金）制度を設けている。助成金は銀行によっても異なるが、1社当たり300-500万円である。銀行の設立したベンチャー基金には、債務保証を行うものもある。

私見では、都銀のベンチャー支援態勢は未だ整っておらず、頼りとするような状態にはない。さくら銀行のディスクロージャー誌（1999-アニュアルレポート）を見ると、100%出資の子会社に「さくらキャピタル株式会社」（資本金500百万円）があり、ベンチャーキャピタル業務を行っている。

ベンチャー企業自身は、成長とともに、国民生活金融公庫、信用保証協会

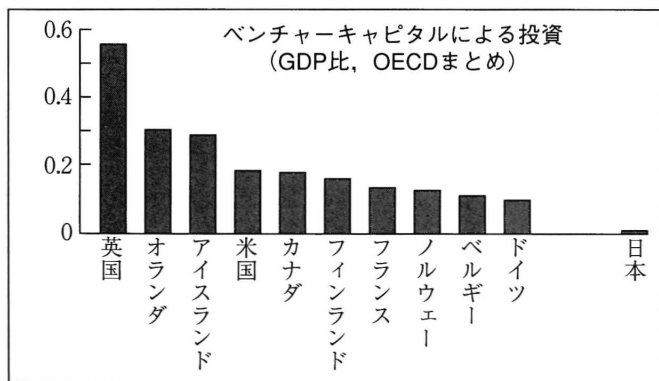
保証，商工組合中央金庫，中小企業金融公庫，さらには信用組合，信用金庫，地方銀行，都市銀行へと資金調達の金融機関を広げて行くことができる。

さらに，企業規模が大きくなると，資本市場からの資金調達の準備として，中小企業投資育成会社の貸付，出資を受け，店頭市場での株式公開から，二部上場へと進んで行く。この段階では，私募債の発行による資金調達も行われる。

99年末発足した東京証券取引所の新市場「マザーズ」や大阪証券取引所の「ナスダック・ジャパン」など，ベンチャー企業には恰好の資金調達の道が開かれつつある。またインターネット取引を手掛ける証券会社も参入している。すでに，中小企業基本法による新事業創出支援の道筋が示された現段階で，都銀自ら技術評価の審査手法を開発して，この新しい市場に積極的に係わるべきではなからうか。

去る6月5日の日経夕刊によると，経済協力開発機構（OECD）は，このほどまとめた調査報告で「日本のベンチャー育成体制は先進国で最下位クラス」と指摘した由である。日本は最新統計がなかったものの，94年の数字でのGDP比は0.01%と極めて低い水準となった。報告は，日本のベンチャー支援体制を「他国に比べて未発達」とするとともに，「日本のVCは資金の

図30



大半を金融機関に頼っており、リスクを伴うベンチャー投資に対するノウハウが欠如している」と分析している。

この背景には、都銀の「及び腰」の姿勢が大きくあるのではなからうか。(図30参照)

8. 中小企業のモニタリング・まとめ

個人のモニタリングについては、本質的に「預金主体」であり、預貸率は404.81%（上・表6）と、銀行に対してはむしろ債権者であり、銀行のモニタリングを受けるよりは、銀行の信用自体を懸念し、監視すべき立場にあり、いわば「逆モニタリング」を根拠に、個人（家計）のライフサイクルに合致した銀行のサービス活動（便宜供与）を要求する必然性があると結論付けられた。従って、銀行融資を前提とした事前審査・事後監視のモニタリングでは不十分で、より広義のモニタリング活動が必要なのである。

これに対して、中小企業のモニタリングはどうであろうか。大企業・中堅企業の「銀行離れ」現象に対して、中小企業は銀行との取引関係を重視しており、バブル破綻以降でもその関係は大きくは揺らいでいない。預貸率においても約40%（推定）とと、一般法人平均38・85%よりも高く、銀行側の取引メリットもむしろ大企業より上であることが想定される。また、貸金についても、信用度の関係で大企業より高い利率が得られる。

一方、銀行側はバブルの後遺症の不良債権の処理に追われ、また早期是正措置の一環としての自己査定確立、企業格付の強化を進めており、「貸し渋り」といわれるように中小企業への対応も若干腰が引けている。また、融資比率の高さの割には政策のアピールが乏しく、リテールバンキングの観点では未だしの感が強い。加えて、信保特別保証への悪乗りといった世間の非難を浴びるような事件を引き起こす。

元来、銀行は世間から叩かれやすい体質がある。比較的最近の事例を見ても、橋本全銀協会長（さくら）の不適切発言により梶山官房長官に陳謝した

問題、中坊住宅金融債権管理機構社長により住友銀行が母体行責任を問われ、その他都銀も「右へ倣え」と従ったこと、総会屋への便宜供与で第一勧銀首脳逮捕事件、大蔵省検査官および高官への過剰接待問題、石原都知事の外形標準課税構想と杉田全銀協会長（一勸）の対応など、枚挙に暇がない。

内部育ちの波風に晒されない銀行エリート達のひ弱さと説明責任能力（accountability）不足を裏書きするようなケースばかりである。「銀行員の給与水準の高さ」などは週刊誌のネタ不足のときになどに恰好の話題となる。私見では、不払い残業や仕事の持ち帰りを考えたら世間水準とそう変わらないと思うのだが、説明すると自分が困るので疑いは深まるばかりである。殊に中小企業者は銀行に期待を寄せ、それがなかなか報われない関係にあるので、一層複雑である。この関係は双方の従業員間にも及ぶから、銀行側からの積極的ディスクロージャーが何よりも増して必要と思われる。

更には、銀行の利鞘の問題がある。95年以来続いた異常なゼロ金利時代も漸く終息の展望が開けつつある。「銀行は儲け過ぎだ」、とか「ゼロ金利は銀行の救済策だ」、「なぜ銀行にだけ公的資金を供与するのか」などは、マスメディアの世界の常套句である。ゼロ金利の「異常さ」は、表19の「金利一覧」（日経6月27日朝刊－6月26日現在）を見れば、一目瞭然で、米国・ユーロ対比こんな低金利は不況下といえどもあり得ない。

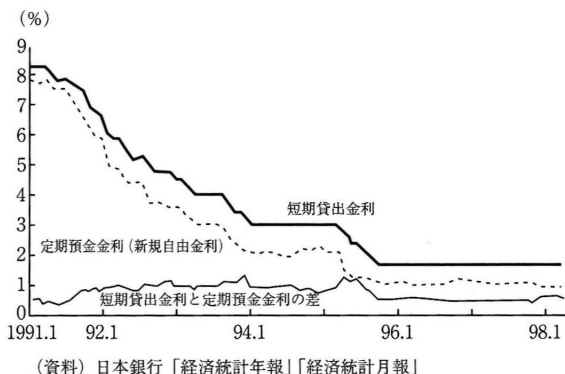
それは、図30（銀行貸出金利・預金・金利差の推移）（注13－171ページ）でも明らかである。金融にとって、90年代は意味の乏しい「空白の」90年代として終わったとよく言われるが、91年頃は0.4%程度しかなかった預貸金利鞘は、日銀が95年の半ばに公定歩合を0.5%に引き下げて、超低金利政策を採ってからは1%台に拡大している。

最近の事例で見ると、99年12月の国内銀行の貸出約定平均金利は、2.100%、（短期は1.765%、長期は2.383%）であり、公定歩合を0.5%に引き下げた95年当時の2.788%（短期2.231%、長期3.249%）に比べると、大分下がっている。一方、預金金利の方は、定期預金（自由金利分新規受入ベース、

表19 金利一覧
(26日現在, 年, %)

▽公定歩合	
日本	0.50
ユーロ圏	6.00
ユーロ圏	
(下限金利)	3.25
▽誘導政策金利	
日本(翌日物)	—
米国(FF金利)	6.50
ユーロ圏	
(市場介入金利)	4.25
▽プライムレート	
短期	1.375
長期	2.15
変動長期	
(3年以内)	1.675
(3年超)	1.875
▽金融債(興銀発行)	
割引債	0.250
利付債	5年
(募集債)	—
(売り出し債)	0.80
▽国債	
中期国債	2年
	—
割引国債	5年
	1.137
長期国債	10年
	1.622
▽大口定期預金(3ヵ月)	
5億円以上	0.07~0.08

図31 銀行貸出金利・預金・金利差の推移



期間6ヵ月以上1年未満, 預入金額3百万円未満)を基準として見ると, 99年12月で0.113%と, 95年の0.900%に比べ預金者に大幅に不利になっている。(資料-日銀「金融経済統計月報」平成12年4月)

従って, 「ゼロ金利政策により借入者を優遇している」と単純には言えず, むしろ一部は, 預金者, 特にお年寄りなどの純預金者に, 犠牲を強いていることは明らかである。ゼロ金利の見直しに当たっては, このような預金者への待遇は正が最初の課題であるべきであり, それでこそ漸く預金者の不満, 対銀行不信を解消することができよう。単なる預貸金の枠を越えた総合的な顧客関係の見直しが広い意味でのモニタリングと言えよう。

論者は, 本論の前段「個人とモニタリング」—上・3(1)で, 「現在の異常な低金利時代が終焉すれば, 余裕資金は定期預金として年率3%程度の利回りが得られる」と述べた。これは, 単なる思い付きではなく, 過去に様々あった事例からの類推である。

偶然ではあろうが, 最近入手した全国銀行銀行連合会のディスクロージャー誌「ドクター・ビッグバンのよくわかる銀行のディスクロージャー」(平

成11年8月) 19ページのコラム「資金運用収支の増減要因～利鞘^{りざや}と残高～で、次の図を示している。

●100万円を預金金利3%で預かり、貸出金利4%で貸し出した場合

利鞘	$4\% - 3\% = 1\%$	預金	預金金利 3%	┌ 利鞘 1%
利益	$100\text{万円} \times 1\% = 1\text{万円}$	100万円		
		貸出金	貸出金利 4%	

全銀協の賢明な諸氏は、預金金利が「零コンマ何%」ではとてもモデルケースとして使えないと承知して「預金金利3%、貸出金利4%、利鞘1%」とした説例を設けたと察したい。しかし、論者に言わせれば、この説例にも「落とし穴」がある。

問題はここに示された「利鞘1%」である。これを所与と見てはいけないのである。実は、欧米では日本の銀行の利鞘の少なさについては定評がある。²⁷⁾(下記説明参照)

The ratio of fee income to asset income among Japanese banks remains low relative to that elsewhere. The 21 leading banks derive something like 80% of their total profit from interest income while only 20% comes from fees (including securities trading). This compares with ratios of nearer 50:50 for interest and non-interest income among US and British banks. (1996)

趣旨は、収益構造の立ち遅れが、フィービジネスの未開拓にあると指摘するのである。

たまたま、6月30日の業界紙「ニッキン」に表20が出ているので、参考頂きたい。

この記事では、欧米主要銀行と比べ、日本の銀行のROE(株主資本利益率)格差が目立つとしている。経費率では日欧米でそれほど差はない。「ただ、粗利益は圧倒的に米銀が高い。この要因は資金運用利鞘の違い。米銀の

表20 日欧米の ROE 比較

三 和	8.3	HSBC	21.81
大 和	6.1	チェースマンハッタン	19.89
東京三菱	4.7	シティコープ	19.42
住 友	4.6	ナットウエスト	18.77
第一勧銀	3.7	JP モルガン	17.05
さくら	3.7	ウエルズファーゴ	16.38
東 海	3.7	バンクオブアメリカ	15.14
富 士	3.5	BNP	10.09
あさひ	2.7	ドイツバンク	9.95

(注) 単位：％，当期利益ベース。邦銀は2000年3月期，連結ベース。
外銀は99年12月期。

4－5％に対し，都銀は0.5％程度」(S&P 根本直子ディレクター)と指摘する。また，「邦銀はリスクプレミアムがなさ過ぎる。スプレッド貸しに注力しているようだが。いまだ定着していない」，「日本には40％のシェアを持つ住宅金融公庫があり，公的制度のない欧米銀に比べると収益面に影響している」などの意見がある。

手数料収入の低さも問題だ。2000年3月期の内外役務収益の合計で一千億円を超えたのは東京三菱銀，最も少ないあさひ銀は三百億円超。今後，「銀行の割り切りによる口座維持手数料の導入」のほか，「送金業務や M&A 手数料，経営へのアドバイザーフィーなどのサービスに対する適正対価の徴求に理解を得る努力が必要」とすると指摘，収益感応度を高める経営と業務の改革が不可欠となっている，と結んでいる。

私見では，資金運用利鞘の格差は各国の金融仲介構造の相違に根拠があるもので，単に「フィービジネスを増やせばいい」といった類の問題ではない。例えば，「米銀の粗利益は圧倒的に高い」とは言っても，「証券市場が強く銀行の顧客はミドルマーケットだ」と背景が日本とは根本的に違っている。日本の場合は，「証券市場がまだ弱く，銀行は大企業から中小企業までをカバーする」と，低収益とならざるを得ない構造が存在しているのである。

おわりに

<モニタリング・バンキングへの展望>

結論として、「広義のモニタリング」とはどのようなものになるのだろうか。前項まとめの中で、「単なる預貸金の枠を越えた総合的な顧客関係の見直し」が広い意味でのモニタリングと言えよう、と結論づけた。

論者の「金融仲介機関によるモニタリング」(上・注1)では、Xavier Freixas and Jean-Charles Rochet, *Microeconomics of Banking*, The MIT Press, Cambridge, Massachusetts, U.S.A., 1997 の screening と monitoring の理論を紹介した。この Freixas and Rochet (1997) では、同書29ページで、広義のモニタリング (monitoring in a broad sense) として、screening と monitoring のみならず、preventing, punishing, auditing 等を含むとして、次の様な紹介をしている。

- ・ *preventing* opportunistic behavior of the borrower during the realization of the project (moral hazard), as in Holmstrom and Tirole (1993)
- ・ *punishing* (as in Diamond 1984) or *auditing* (as in Townsend 1979, Gale and Hellwig 1985, and Krasa and Villamil 1992) a borrower who fails to meet contractual obligations; this is the context of costly state verification.

上記の preventing, punishing, auditing はいずれも「事後監視」の範疇に入ることは明らかで、小論「金融機関によるモニタリング [まとめ] <銀行における融資手続>」の事後監視 (モニタリング・・・貸出実行後の情報生産活動) と軌を一にするものであろう。

次に、日本の銀行の融資態度についての批判である。英国の筆者 (注21参照) の言葉を、下に引用する。

Some city banks are currently engaged in trying to find ways of evaluating the worth of the enterprises they lend to by means other than

appraising their land or property holdings. 'The banks need to depart from the old practices of collateralised lending and move to a more sensible basis of cashflow-based lending,' a Japanese financial analyst suggests. But they are finding the going hard. 'In the US or Europe there has been a tradition of evaluating enterprises in various ways but here we do not have such a tradition,' one senior banker complained. 'We will have to do it by trial and error and we are afraid that it is not going to be easy.' (75ページ)

これを読むと、旨くけしかけられて日本人同士のけなし合いになったようだが、都銀三カ店の支店長として日々融資案件を審査してきた論者としては、まるで「日本の銀行には担保主義以外の知恵がない」ような言い方をされると、大いに抵抗がある。第一、我々は絶えず他行との競争に晒されているのであって、自分だけが安全大事の道を選んでいては他行に負けてしまうのである。

が然し、キャッシュフロー・バンキングといった蓄積に乏しいことは事実で、今後の課題であることは確かだ。ただし、米国式の LBO 方式の企業買収が日本に向いているかは別問題である。日本は一方で、日本の土壤に適した経営慣行を維持・発展させなければならないのである。

では、これまで議論してきた流れに沿って、我々は何を得ることができなのか。それは「モニタリング・バンキングへの展望」である。既に、「個人とモニタリング」と「中小企業とモニタリング」について、詳細な議論を積み重ねてきた。また、「広義のモニタリング」についても一定の理解が得られた。ここで「単なる預貸金の枠を越えた総合的な顧客関係の見直し」として定義したが、個人、法人、特に中小企業の預貸率は、取引関係を計る尺度として、大きな価値を持つことになろう。また、都銀の「及び腰」であった中小企業との取引推進には、銀行自身の「自己査定」にもつながる「企業格付」が、米国のキャッシュフロー・バンキングに取って代われる新基準とな

り得る。これらをより精緻化することによって、新しい思考としての「モニタリング・バンキング」の方向が見えてこよう。

ゼロ金利が是正された後に、日本の金融機関が金融市場の積極的な仲介者として、顧客の信頼に応えうるプレイヤーとして再登場するために、是非ともこの「モニタリング・バンキング」を提唱したい。そして、既に、我々に残された時間は、あまり無いのである。

以 上

注

- 20) 中小企業庁『中小企業白書』2000年。
- 21) 竹内 毅『中小企業の経営』同友館, 1995年。
- 22) 東京都『中小企業のための金融の手びき』東京都政策報道室, 1998年。
- 23) 大路晃弘「東京都の中小企業向け債権市場」『ニュー・ファイナンス』地域金融研究所, 2000年1月。
- 24) 小島一泰・黒岩 敬「中小企業に対する格付の構築とその活用方法」『ニュー・ファイナンス』地域金融研究所, 1999年8月。
- 25) 並木和夫「中小企業・個人事業向金融・助成策について」『ニュー・ファイナンス』地域金融研究所, 2000年6月。
- 26) 岡 正生「中小企業資金調達多様化への対応—都市銀行の対応」『金融ビジネス事典』産業調査会, 2000年。
- 27) Anthony Rowley, *Banking in Japan*, Financial Times Financial Publishing, Pearson Professional Ltd., London, 1996, p.74.

参考文献

- 全国銀行協会金融調査部『図説 わが国の銀行』財経詳報社, 2000年。
館 龍一郎編『金融辞典』東洋経済新報社, 1994年。
貯蓄経済研究センター『個人金融年報』郵便貯金振興会, 2000年。
貝塚啓明編『金融ビジネス事典』産業調査会, 2000年。